

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	街灯設置費奨励補助金	①行政区(自治会)等が設置・管理している街灯のLED化に要する経費に対して補助金を交付することで、電力価格高騰の影響を受けている行政区(自治会)等の電気料金の負担軽減を図る。 ②行政区等への補助金(照明器具等一式に係る費用、設置工事費、その他必要な経費) ③補助率を4分の3とし、街灯は1灯当たり18,700円が上限。 18,700円×55灯＝1,029千円 ④LED化していない既設街灯を管理する行政区等	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降保育料無償化事業【第2弾】	①県の補助金を活用し、第3子以降の全ての子どもの保育料を無償化することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②第3子以降保育料の無償化に係る費用(私立保育所利用者負担金の減額【歳入減】、補助金(企業主導型保育事業所・届出保育施設)及び扶助費(認定こども園・小規模保育事業所・公立保育所)の支出【歳出増】) ③ 私立保育所 23,576千円 企業主導型保育事業所・届出保育施設 3,228千円 認定こども園・小規模保育事業所・公立保育所 12,584千円 合計 39,388千円(うち13,668千円に臨時交付金を充当予定。県補助金は25,720千円の予定) ④市内在住で、保育所等に入所する第3子以降の子どもをもつ保護者	R8.4	R9.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	DX推進事業費補助金	①福岡県の取り組みに合わせて、燃料や農薬使用量の低減・省力化につながるスマート農業機器の導入費を支援することで、物価高騰の影響を受ける農家の経済的負担軽減及び経営安定を図る。 ②DX推進事業費補助金 ③ 補助対象:ロボットコンバイン、ロボットトラクター等農業者の収益力向上の取り組みとして導入するスマート農業機械 補助率:購入費用の2分の1以内(県は3分の1、市は6分の1を支援) 事業費:15,746千円(うち5,249千円に臨時交付金を充当予定。県補助金は10,497千円の予定) ④農事組合法人を含む認定農業者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費助成事業(中学校)【第5弾】	①食材費等の物価高騰に伴って中学校の給食費の値上げが必要な状況であるが、給食費の値上げ相当分を保護者に転嫁せず、市が負担して支援することで、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②学校給食材料費(物価高騰分) ③〔助成額(値上げ相当額)〕 中学校 1人当たり月額1,100円 ※教職員等は支援対象外。 〔積算〕 中学校 1,100円×11月×1,380人＝16,698千円 ④中学校の生徒の保護者	R8.4	R9.3
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	筑後市省エネ家電購入補助金(令和8年6月補正分)	①物価上昇により家計負担が高まる中、省エネ性能の高いエアコンなどの購入を支援することで、各家庭のエネルギー費用負担の軽減を図る。また、家庭部門のエネルギー使用量削減を進め、市全体の脱炭素化に寄与する。令和7年度実施計画記載事業として今年度実施しているが、市民ニーズが非常に高かったことから、追加支援を行うもの。 ②補助金、役務費、需用費、人件費 ③補助率は2分の1とし、補助上限額は市内小規模店舗で購入の場合60千円、市内大型店舗で購入の場合50千円。省エネ効果の高い設備(エアコン・冷蔵庫・テレビ・LED照明設備)の購入に係る費用への補助金:60千円×180件＝10,800千円、50千円×420件＝21,000千円 需用費:120千円 役務費(郵便料、振込手数料):140千円 人件費(時間外勤務手当):1,500千円 合計 33,560千円 ④省エネ効果の高い設備を購入する市民	R8.6	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費助成事業(小学校)【第5弾】	①食材費等の物価高騰に伴って小学校の給食費の値上げが必要な状況であるが、県の学校給食費負担軽減補助金により実施している給食費の無償化を引き続き維持するため、給食費の値上げ相当分を保護者に転嫁せず、市が差額を負担して支援することで、子育て世帯の負担軽減を図る。 ※国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分について、重点支援地方交付金を充当する。 ②学校給食材料費(物価高騰分) ③〔助成額(値上げ相当額)〕 小学校 1人当たり月額620円 ※教職員等は支援対象外。 〔積算〕 小学校 620円×11月×2,844人＝19,397千円 ④小学校の児童の保護者	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費助成事業(中学校)【第6弾】	①食材費等の物価高騰に伴って中学校の給食費の値上げが必要な状況であるが、給食費の値上げ相当分を保護者に転嫁せず、市が負担して支援することで、子育て世帯の負担軽減を図る。当初想定していたよりも食材費等が高騰したため、追加支援するもの。 ②学校給食材料費(物価高騰分) ③〔助成額(値上げ相当額)〕 中学校 1人当たり月額510円 ※教職員等は支援対象外。 〔積算〕 中学校 510円×11月×1,380人＝7,742千円 ④中学校の生徒の保護者	R8.4	R9.3
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	筑後市トラック運送事業者支援金【第3弾】	①物価上昇や人件費の増加による経営への影響を緩和し、社会インフラとして重要な貨物自動車運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で道路運送事業等を営む事業者に対し、対象車両の台数に応じて支援金を支給する。 ②補助金、事務費 ③118事業者、対象車両843台(1台につき2万円) 補助金:20千円×843台＝16,860千円 事務費(郵便料、消耗品費):46千円 ④市内に本社又は営業所を有する一般貨物運送事業者、軽貨物運送事業者	R8.9	R9.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	筑後市観光バス・タクシー・自動車運転代行事業者燃料高騰対策支援金支給事業【第2弾】	①燃料費等の物価高騰の影響を受けて極めて厳しい経営環境に置かれている公共交通事業者に対し、燃料価格高騰に対する影響緩和を図るため、支援金を支給する。 ②支援金、事務費 ③・観光バス1台あたり50千円×18台＝900千円 ・タクシー1台あたり30千円×45台＝1,350千円 ・介護タクシー1台あたり30千円×3台＝90千円 ・自動車運転代行1台あたり20千円×6台＝120千円 ・事務費(郵便料) 3千円 合計 2,463千円 ④市内に本社・営業所がある観光バス(2社)、タクシー(5社)及び自動車運転代行事業者(3社)	R8.9	R9.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	フードパントリー等支援事業	①物価高騰により生活困窮者やひとり親家庭、子どもへの影響が深刻化する中、社会福祉協議会が実施するフードパントリー事業・フードバンク事業及び地域食堂・子ども食堂への支援に対して補助金を交付し、食品・日用品の配布を通じた生活支援及び地域の食支援活動の維持を図る。 ②補助金(社会福祉協議会への補助) ③〈積算〉 ・米(1.5Kg) 1,500円×1,720個＝2,580千円 ・レトルトカレー 700円×720個＝504千円 ・日用品(トイレットペーパー・ティッシュペーパー)1,000円×720セット＝720千円 補助金合計 3,804千円 ※フードパントリー・フードバンク用:食料品・日用品各720セット。地域食堂・子ども食堂支援用:米 1,000個(1,500kg)。 ④フードパントリー・フードバンク事業:生活困窮者、ひとり親家庭等 地域食堂・子ども食堂支援:市内で活動する地域食堂・子ども食堂	R8.9	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生理用品配布事業	①物価高騰により生理用品の入手が困難な人を支援するため、配布窓口を4か所から7か所に拡大する。併せて、相談窓口を記載したチラシを添付することで、支援が必要な人を適切な相談窓口へつなげる。 ②需用費 ③生理用品 300円×1,000個＝300千円 ④経済的困窮等により生理用品の入手が困難な人	R8.9	R9.3
12	④消費下支え等を通じた生活者支援	筑後市住宅小規模改修補助事業	①物価上昇や人件費の増加が続く中、子育て世帯・後期高齢者世帯・移住世帯の住宅改修費用の経済的負担を軽減し、安心して暮らし続けられる住環境づくりを支援するとともに、市内中小事業所への発注促進により地域経済の下支えを図るため、住宅の改修を行う者に対し補助金を交付する。 ②補助金 ③補助対象経費：市内の中小事業所が施工する改修工事（工事費100千円以上3,000千円以下） 補助額：補助対象経費に100分の10を乗じて得た額。上限は100千円。 補助金 100千円×申請件数30件＝3,000千円 ④市内在住の18歳未満の児童がいる子育て世帯、後期高齢者がいる世帯、移住世帯	R8.9	R9.3
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	後期高齢者世帯お米配布事業	①物価高騰により食料品をはじめとした生活必需品の価格が上昇する中、自ら買い物に行くことが困難な場合もある75歳以上の高齢者のみ世帯に対し、米(5キロ)を配布することで、食費の負担軽減と生活の安定を図る。 ②需用費(米購入費)、委託料(梱包・発送業務) ③需用費(米購入費) 4,000円×3,258世帯＝13,032千円 委託料(梱包・発送業務) 3,498千円 合計16,530千円 ④市内の住民基本台帳に記録されている75歳以上の高齢者のみで構成される世帯	R8.9	R9.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校ウォータークーラー(冷水機)設置事業	①近年の物価高騰により飲料費が継続的に上昇する中、夏場の熱中症対策として水筒の飲料を多めに準備する保護者の家計負担が増大している。市内全小中学校にボトルフィラー型冷水機を設置し、児童生徒が校内で水筒・ボトルへの給水を完結できる環境を整備することで、保護者の飲料購入費用の直接的な軽減を図る。物価高騰が続く中においても継続的に保護者の飲料購入費用を削減する効果が見込まれ、物価高騰による家計負担増大への継続的な対応につながるものである。なお、本冷水機は市内全小中学校において初めての導入であり、一部校に既設の従来型冷水機(直接飲用型)とは用途・機能が根本的に異なる別の機器であることから、既存設備の更新には該当しない。 ②備品購入費、設置工事費 ③小学校 9校17台 〈内訳〉大規模校3台設置(対象校3校)、中規模校2台設置(対象校2校)、小規模校1台設置(対象校4校) 中学校 3校3台(各校1台) ・ウォータークーラー(ボトルフィラー型) 473千円×20台＝9,460千円 ・設置工事費 3,000千円 合計12,460千円 ④小中学校の児童生徒の保護者	R8.9	R8.12
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	生活応援デジタルギフト事業	①国・県・市の事業において18歳以下の児童がいる世帯への支援は講じられている一方、18歳～21歳の大学生世代等がいる世帯への支援が十分でない状況にある。物価高騰による生活費の負担が増大する中、支援の狭間となっているこの世代に対しデジタルギフトを配布することで、経済的負担の軽減を図る。 ②報償費、役務費 ③報償費(デジタルギフト購入費) 5,000円×2,298人＝11,490千円 役務費(郵便料) 460円×2,298人＝1,058千円 役務費(手数料) 1,149千円 合計13,697千円 ④市内の住民基本台帳に記録されている者で、令和8年4月1日時点で18歳～21歳の者	R8.9	R9.3